

平成 23 年度第 2 回新宿区外部評価委員会会議要旨

<開催日>

平成 23 年 5 月 16 日（月）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 2 委員会室

<出席者>

外部評価委員（13 名）

卯月会長、名和田副会長、岡本委員（第 2 部会長）、入江委員、大塚委員、川俣委員
小菅委員、富井委員、中原委員、鍋島委員、芳賀委員、山村委員、渡辺委員

事務局（5 名）

猿橋総合政策部長、山崎行政管理課長、大竹主査、担当 2 名

<開会>

1 計画事業評価方針の検討について

【会長】

第2回外部評価委員会を開催します。

前回、經常事業化を予定されている計画事業について、評価対象にするかしないかということについて少し議論をいたしました。事務局から検討内容の説明を受けて、皆さんで議論したいと思います。事務局に説明をお願いいたします。

【事務局】

前回の外部評価委員会で出された課題を受けて検討した内容についてご説明します。

經常事業化の定義及び分類ということで、最初に概要ですが、計画事業とは新宿区基本構想に定めた「めざすまちの姿」の実現を目指し、新宿区総合計画に示した施策を具体に行うため、優先的にあらかじめ期限を設けて計画的に集中して推進していく事業であり、計画期間内の予算が担保されています。

計画期間が終了した後も事業の全部または一部を、継続して行う必要のある事業は多数あります。事業の継続方法には引き続き計画事業として行うものと、事業の全部または一部を經常事業化するものがあります。これには複数の事業に分割される場合を含みます。

続きまして、一部經常化も含む經常事業化する事業の内訳でございますが、まちづくり編、区政運営編、それぞれ11事業ずつの合計で22の事業になっております。

続きまして、3番目、經常事業化する理由及び經常事業化の定義です。計画事業が優先的に限られた期間で行われる事業であるのはさきに述べたとおりです。各事業には期間内に達成すべき目的が定められており、その達成をもって計画が達成されたと言えます。さらにその目的

の大部分を達成し、残った部分について経常事業の中で達成可能となったものについても、計画を達成したとみなすことができます。目的を達成した、あるいは達成とみなすことのできた計画事業で継続して行う必要のあるものについては、経常事業に変更し以降は経常的、長期的に事業を継続していきます。これが経常事業化というものと結論づけさせていただきました。

続きまして、第1次実行計画後、経常事業化する計画事業についてですが、先ほどまで考え方を基に、第1次実行計画後も継続される事業について達成度の見込みによる継続方法の分類を行いました。

なお、各事業の達成度は、23年度内部評価での第1次実行計画の達成見込みから判断しています。

【会長】

23年度までの目的の達成度が低い、または経常事業化した場合、計画事業の目的が達成される見込みが低いとありますが、両方低いと判断されるものを計画事業として継続なのですか。廃止等ではないのですか。

【事務局】

達成度が低い、さらに必要性も低いということになってくれば廃止という可能性がないとはいえません。

【会長】

経常事業化するかしらないかというものが主ですからね。これだけで判断すると低いのに継続というのは不自然な印象があります。

【委員】

81番の事業は、経常化になっていないのですが。

【事務局】

内部評価シートの「第2次実行計画への方向性」のところに、一部の枝事業を経常化しますというような事業もあるのです。そういったものについては、経常事業化とはしていません。

【会長】

一部経常事業化というのは、一部じゃない部分は計画事業として残るのだということですか。

【事務局】

はい。計画事業の中に枝事業という複数の事業を持っておりまして、その枝事業の一部分だけを経常事業化するようなものも中にはあります。

【委員】

例えば81のところの説明を読むと、経常化するように書いてあるということです。

【会長】

一部経常事業化は一部経常化と入れておいたほうがわかりやすいかなと思います。

資料1は、各部会に分かれた表であるということ認識しておけばいいですね。

まちづくり編11、区政運営編11、一部経常事業化もありますが、この22の事業について我々が検討するかどうかということについてです。

【委員】

担当するところで経常化するということを読みました。評価的には、一応ある目的を達成したというようなことで書いてあるもので、疑問点はないことはないのですけれども、量も多いこともあって質問票はまだ作成していません。

【委員】

47番の「地域防災拠点と避難施設の充実」は終了になっていますが、終了でいいのか。今、3.11の東日本大震災から考えると終了にしてしまってもいいのかなと思いますが。

【会長】

終了というのがかなりあるのですが、経常事業化ではなく終了というのはどういった判断なのですか。

【事務局】

47番に関しましては、この目的が非常電源設備の整備というのがメインになります。今後の防災の関連事業がなくなるという意味ではなくて、非常電源設備の整備は終了するという解釈です。

【会長】

例えば74番、「歩きたくなる道づくり」は、こういうタイトルで終了というのは、経常事業化ならまだわかるのですが、歩きたくなる道づくりは要らないと思える。

【委員】

「いきいきウオーク新宿」というのが終わったと、こういうことなのではないですか。

【会長】

終了というのはみんなそういう扱いですか。

【事務局】

はい。基本的には、この計画事業をつくったときに目的というものをつくっているのです。

【会長】

タイトルだけではわからない部分がありますね。

【事務局】

はい。実際には先ほどのように防災の話であれば、それは継続していくのですが、この計画事業4年間の目標という意味では、目標は達成しているので、その事業は終了するという意味で終了と書いております。

【委員】

全体の計画事業とか経常事業の年度別の増減、そういう表はないですか。区民の目から見ると、全体でどのぐらいの本数の仕事をやっているか、その増減がどこかに出ているのか、その増減関係というのはやっぱり見たいというところがある。

安全安心のまちづくりと同じような、目的が同じなのに地区協議会、地域センター、町会連合会等といろいろやっているではないですか。

事業の絶対数の増減が出てると、行政も一生懸命シンプルにやっていると感じるけれども、

そこが見えない。

【委員】

第1次実行計画全体的どういうふうにつながるのか。

【事務局】

毎年ローリングをかけて増えたり減ったりしている。それをまとめたのが、毎年出しているローリングの冊子です。

【委員】

67番で地域活性化バスの事業があります。去年、バスのルートが悪いとか、お客さんが乗らないということで、評価としては達成度が低い、計画以下等と評価したわけです。ところが、去年ルートを直されて、今年は経常化になっている。

【会長】

内部評価で経常事業化するの、一部を含め22事業あると思います。終了というのも結構ありますので、今回この2つについて、原則評価の対象としない。ただ、各部会では、経常事業化するのはいいけれども、これだけは注意して欲しいということがあるかもしれない。必ずしも何も書いてはいけないというのもちょっとやり過ぎでしょうから、個別の事業によって部会判断をするというのはいかがでしょうか。

これは終了事業についても部会の中で判断していく。しかし、全体会としては原則評価の対象としないしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

【委員】

はい。

【会長】

もう一つ確認しておきたい。これまでの評価の中で比較的適切であるとして、特に大きな意見とか指摘がないというものは「適当である」としてきました。突然ここで「適当でない」とするのは、変な話になってしまいます。これまでのことを全部評価するという意味では、特に大きな指摘、意見が無く「適当である」としてきたものについては、よほどでない限り、ヒアリング対象にしたり、「適当でない」としたりするのは、継続性の意味から見てもあまり妥当性はないのではないかと思います。全体会の中で確認をしておきたい。もちろん個別によって違いが出てくれば、それはそのときにまた考えるということでもよろしいでしょうか。

【委員】

区政運営編についてはまちづくり編と違うような検討をするのか、乖離の仕方はどの程度にするのかということについてある程度コンセンサスを得たい。

【会長】

まちづくり編よりは、少しかけるエネルギーは少なくなるかなと思います。

経常化と終了というのも多いですね。半分ぐらいはそうですね。これを原則除いて部会の中でこれとはいうのを少しピックアップしていただければと思います。

【委員】

指定管理者に移行した事業が、管理的な面で計画どおりいっているという内部評価をしているのが多いような気がします。指定管理者制度になると区民サービスが柔軟にできるということがみんな書いてあります。ところが、具体的にどういうふうな区民サービスがあったかということはほとんど読み取れない。

管理的な面のコストが安くなっているということで、どうも区民サービスの視点が見えない感じがします。

【委員】

柔軟にやれるのだけれども、枠に縛られていますからできませんというのが結構多いのです。

【会長】

指定管理者制度の評価委員会というのは、報告書はもう出ているのですか。

【事務局】

外部委員が入っている場合と入っていない場合があるのですけれども、各年度に事業報告書を出していただいて、それを内部もしくは外部の評価委員会で評価する。最終年度については必ず外部委員を入れた評価委員会を設置して評価することということになっております。

各個別施設ごとに事業報告書を出していただいて、それに対する評価は毎年行っています。毎年行うのは基本的には内部評価で評価する。ただし、最後の年は外部委員を入れて評価をするということです。

5年間なら5年間の指定期間がありますから、新宿区としてはそういう形をとっています。

【委員】

指定管理者制度からいうと行政は委託してしまっているの、委託がきちんとやられているかと、どうしてもこういう表現になるのかなと思いました。

【委員】

指定管理者制度は、行政の立場から見るとそれは合っているし効率よくやっている。でも、利用者の吸い上げが、今のところ見ていると無いという感じがする。本当は利用者のためにやっているのだけれども、どうしても組織は穏便にいってればそれでよしとしてしまう。

【委員】

指定管理というものに対してヒアリングできないのか。子ども家庭部と福祉部と分かれてしまっていたりするので、そこを一緒にやって、指定管理者制度の中でどうなのですかというヒアリングができないのか。

【事務局】

行政管理課が、指定管理者制度の運用管理をまとめる立場でございます。全庁に対して内部監査は毎年やりなさいとか、こういう項目で監査をしなさいとか、最終年度においては外部評価委員を半分以上入れて評価をしてくださいとか、そういう指針とかマニュアルをつくりまして各事業課に指導しているというのは、行政管理課でございます。制度の運用自体、全体に関するご質問があれば、当委員会の事務局でもある私ども行政管理課にご質問いただくということになります。

【委員】

民間による柔軟で多様なサービスが可能になる、経費の縮減ができます等という良いことが書いてありますが、デメリットはどうかは書いてない。一つの項目として指定管理者制度がどうだったのかというのは、外部評価として聞いて答えを出しておくというのが良いと思います。

【会長】

始まったときから指定管理者制度については、疑問を持っていました。他の自治体のことですが、制度自体は悪いとは思わないのだけれども、運用で問題があると感じていた。この制度が区政運営編にかなり入っているということで、今回はヒアリングも含めてやっていただいたほうが良いのではないかと印象はあります。

【副会長】

指定管理者制度はご存じのように数年前にできた仕組みで、新しくできて本当に有効に機能したのかと区民にとって関心を持たざるを得ない仕組みです。

特に指定管理をする行政側のつくる仕様書のあり方に関心を持っていて、かかわってきたいくつかの地域施設関係で指定管理者の指定の委員会をやりましたけれども、そのときに仕様書の書き方で全然違うなということを感じました。

仕様書でもってコントロールするというか、それで株式会社とか地域の団体とか要するに民間の人たちが手を挙げて、それでその後5年経ってまた指定替えをやってみると、かなり変化があるのです。株式会社も含めて成長したと思いました。そういうことの点検を評価という視点でやってみたいと思います。

当初はある程度試行錯誤せざるを得ないかと思っています。仕様書の中に区民サービスとしてこうあるべきと書き込まれていなければ、そもそも結果の出ようもないわけです。仕様書を分析するということがまず重要かと思っています。

【会長】

第2部会の中でもうちょっと議論していただき、全体で何かやる必要があるのかも含めてやっていただけますか。

それでは、これから3つの部会に分かれてヒアリングすべき事業についてピックアップを各部会をお願いいたします。

<各部会に分かれる。(第1回第1～第3部会)>

<全体会に戻り、各部会の報告>

【会長】

全体会に報告したい、検討したほうが良いということがありますか。

【第2部会長】

第2部会では、まず指定管理者制度の全体について行政管理課から説明を受けたいと思って

います。

【会長】

これからは部会の開催となるので、指定管理者制度については第2部会中心にということで行きたいと思います。

6月1日の第2部会で指定管理者制度について行政管理課から説明があるので、他の部会の方も参加できる方は傍聴するということにします。

以上で今日は終了します。どうもありがとうございました。

<閉会>